

令和2年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動補助金交付事業実施要領

令和2年4月28日

改正 令和2年7月21日

1 趣旨

この要領は、令和2年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動補助金交付事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

団体等からの企画提案により実施する、東京・盛岡コミュニティ活動を支援することにより、本市における関係人口及び交流人口の拡大並びに市の区域内への移住及び定住の促進を図ろうとするものである。

3 事業の概要

市は、団体等から活動を募集し、その中から令和2年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動として選定した活動（以下「選定活動」という。）に要する経費に対して補助金を交付しようとするものである。

4 募集する活動

東京・盛岡コミュニティ活動は、次のいずれかに該当する事業から選定する。ただし、特定企業の営利を目的とした活動は除くものとする。

- (1) 岩手山、北上川、中津川等、盛岡の自然を題材とした活動
- (2) 南部鉄器、紫根染め、古代型染め、漆器等、伝統工芸を題材とした活動
- (3) 原敬、新渡戸稲造、石川啄木、宮澤賢治等の先人のほか、分野を問わず現在活躍されている盛岡出身者や盛岡と縁のある者等を題材とした活動
- (4) チャグチャグ馬コ、盛岡さんさ踊り、秋祭り、映画、演劇等の盛岡の文化を題材とした活動
- (5) わんこそば、盛岡冷麺、盛岡じゃじゃ麺等の盛岡の食、盛岡特産品ブランド認証商品等を題材とした活動
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げるものに関わらず、文京区において盛岡に関連したもので盛岡市長が適当であると認められる活動
- (7) 盛岡市内に移住を希望する者の受入環境を整備することを目的とした活動
- (8) 上記(1)から(7)までに掲げるもののほか、盛岡市長が適当であると認められる活動

5 応募者の資格

応募者の資格は、次の全てに該当するものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的にしない団体、法人又は個人のうち、市の区域内又は東京圏で盛岡に関連した題材に係る活動又はこれに類似した活動の実績があり、提案する事業を確実に遂行できること。
- (2) 本補助金の交付を受けて同一の目的及び内容となる活動を3箇年度行った団体でないこと。
- (3) 実施事業の内容を公表することについて同意できること。
- (4) 事業実施に係る構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である団体でないこと。

6 応募にあたっての留意点

- (1) 特定の者に対する活動にならないよう、活動の内容及び周知について工夫すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する可能性を考慮した上で、企画提案すること。

7 補助額

補助額は、1事業につき40万円を限度とし、事業費（他の補助の対象となっていないものに限る。以下同じ。）の5分の4以内とする。

8 予算額

200万円（一次募集160万円，二次募集40万円）

9 事業費

補助対象となる事業費の積算については別表を参考とし、次のとおり行うこと。

- (1) 提案する事業を実施するために直接必要な経費により積算するものとし、団体等の運営に関する費用、他団体への補助を目的とした経費、資格取得に係る経費、特定の個人や個別企業に対する給付に要する経費、その他、事業として適当と認められない経費は対象外とする。
- (2) 人件費は、実際に支払われる金額で積算する。
- (3) 備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外とする。ただし、事業を行うに当たり真に必要とする場合については協議の上判断するものとする。
- (4) 市の補助を受けている場合、当該補助対象事業については対象外とする。

10 応募方法

(1) 応募期限

一次募集 令和2年6月5日（金）正午（必着）

二次募集 令和2年9月4日（金）正午（必着）

(2) 必要書類

次の書類を持参すること。なお、個人で応募する場合において、下記カに該当するものがない場合は不要とする。

ア 令和2年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動補助金交付事業企画提案申込書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 団体又は個人の概要（様式第4-1号又は様式第4-2号）

オ 活動経費の根拠となる見積書の写し等

カ 定款、会則又はこれに代わるもの（任意様式）

キ 参考資料（団体のパンフレット、事業内容の説明資料、前年度の事業報告・収支決算書など団体の事業概要が分かるものを必要に応じて任意様式により提出してください。）

(3) 提出先

盛岡市庁舎別館8階（郵便番号020-8530 盛岡市内丸12番2号）

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

(4) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

ア 持参

イ 簡易書留，レターパック又はゆうパックでの郵送による。

(5) その他

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。

11 審査方法

応募いただいた活動については、書類による審査（一次審査）を行い、活動を選定する。ただし、必要に応じて、応募者が行うプレゼンテーションによる審査（二次審査）を行った上で、活

動を選定する場合がある。いずれの場合も、補助対象活動及び補助額は、審査結果に基づき決定するほか、決定に当たり、収支予算を含む事業内容の変更などの条件を付すことがある。

なお、二次審査を実施する場合は、日時及び会場について別途通知するが、テレビ会議形式での出席も可能とする予定である。

12 審査基準

審査に当たっては、次の項目により評価を行う。

- (1) 本事業の目的（適格性）にあっているか。
- (2) 公益的な事業（公益性）であるか。
- (3) 実現性がある事業計画となっているか。
- (4) 予算の見積りは適正か。
- (5) 事業効果（有効性）が見込めるか。
- (6) 今後の展開等が期待できるか。

13 関係書類の保管等

選定活動の実施者は、事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、選定事業完了後、5年間保管すること。

14 関連事業との連携

この補助金交付事業は、関係人口を機軸とした移住・定住・交流人口対策事業（別紙参照）の一環として実施されるものであることから、補助事業実施団体等は、他の事業との連携について、市からの求めに可能な限り応じるものとする。

15 その他

- (1) 補助金交付対象活動の決定については、一次募集は6月中旬、二次募集は9月中旬、また、補助金交付申請・決定の締結については、一次募集は6月下旬以降、二次募集は9月下旬以降を予定している。
- (2) 補助金交付決定前に生じる事業費については、補助対象としない。
- (3) 補助額は、審査での評価結果により決定する。
- (4) 選定活動の実施に係る詳細事項について、市との協議が整った後に、選考活動の応募者からの申請に基づき補助金交付の決定を行うため、協議後、補助金交付申請書に関係書類を添えて、都市戦略室あてに提出すること。
- (5) 補助事業者は、令和3年3月15日までに事業を完了することとし、事業終了後は実績報告書を令和3年3月15日までに市に提出すること。なお、実績報告書には、実施した事業を通じて、盛岡市に訪問した者（把握している限りのもの）を報告すること。
- (6) 選定活動の実施内容は、盛岡市ホームページ等において周知するため、事業に関する情報提供について協力すること。
- (7) 市が主催する活動報告会等で、事業内容等の報告を求めることがあるので出席すること。
- (8) 補助金の交付申請や選定活動の実施にあたっては、盛岡市補助金交付規則、盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動補助金交付要綱、盛岡市補助金交付に関する指針等によること。
- (9) 必要に応じて第2次募集を行う場合がある。

16 担当部署

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室（担当：佐藤俊治（さとうしゅんじ））

住 所 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電 話 019-613-8370（直通） ファックス 019-622-6211（代表）

電子メール toshisen@city.morioka.iwate.jp

別表（事業費関係）

費目		内容	留意事項
人件費		給料，報酬等	実際に支払われる金額のみを対象とする。
報償費		講師等の謝金	
旅費		事業実施団体等の構成員の旅費，講師等の旅費	
需用費	消耗品費	文具，用紙等の購入費	
	燃料費	事業に必要な車両等の燃料費等	
	食糧費	講師用飲料，会議用茶菓等	
	印刷製本費	チラシ，ポスター，資料等の印刷費等	団体機関誌や会報等の発行費用は対象外とする。
	光熱水費	電気，ガス，水道，冷暖房使用料等	団体等の運営に必要な費用は対象外とする。
	医薬材料費	医薬品，包帯等	
役務費	郵便料	切手の購入費等	
	電報電話料	電話料，電話加入料等	他の用途との区分が困難である場合は対象外とする。
	保険料	損害保険料等	
	手数料	振込手数料等	
	広告料	新聞，ラジオ等による広告費等	
	運搬料	運送費，荷造費等	
委託料		事業に必要な事務等の他団体等への委託費	補助対象の団体が直接実施するより，他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる場合に限る。
使用料及び賃借料		会場使用料，車両賃借料等	
備品購入費		3万円以上で，長期使用可能な物品等の購入費	原則として対象外とするが，真に必要とする場合については協議の上判断するものとする。なお，3万円以下でも備品となる場合があるので，事前に確認すること。
その他市長が必要と認める経費			